

# I 地域福祉の推進



# こばやし福祉推進大会

高齢者や障がい者が安心して暮らせる「住みよい福祉のまちづくり」をめざして、毎年小林市文化会館で行われます。

## ■主催・共催

主催 小林市  
共催 小林市社会福祉協議会  
小林市友愛クラブ連合会  
小林市障害者福祉連絡協議会

## ■内容

- ◎ 福祉功労個人・団体表彰
  - ・ 市長表彰
  - ・ 社会福祉協議会会长表彰
  - ・ 友愛クラブ連合会会长表彰
  - ・ 障害者福祉連絡協議会会长表彰

- ◎ お祝い
  - ・ 金婚式のお祝い
  - ・ 米寿のお祝い（小林市友愛クラブ連合会会員）

※ 金婚式のお祝いにつきましては、毎年11月から12月にかけて、回覧板の行政配布文書で対象夫婦の申し出を受付けています。



# 小林市地域保健福祉推進事業

この事業は、高齢者・障がい者・児童の保健福祉推進など地域福祉の増進のため地域の実情に応じて社会福祉法人や民間団体が行う地域福祉向上にふさわしい先導的事業に対して、「小林市愛のふるさと福祉基金」から助成するものです。

## ■助成対象団体

- 社会福祉法人
- 地域福祉を推進する民間団体

## ■申請期間

「広報こばやし」、市のホームページで毎年度、お知らせします。

## ■助成額

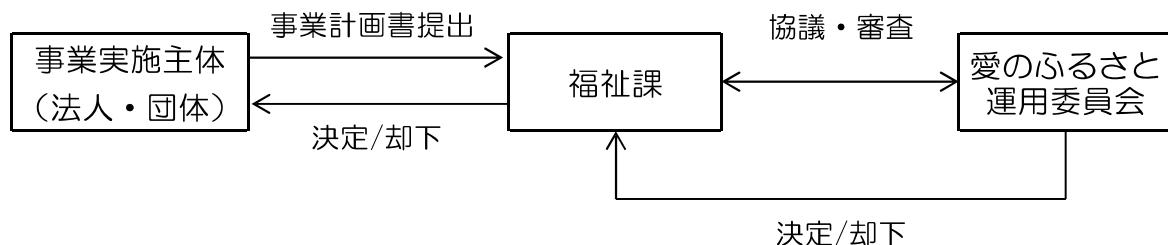
提出された事業計画書に基づき、「小林市愛のふるさと福祉基金運用委員会」で協議し、予算の範囲内で決定します。

## ■その他

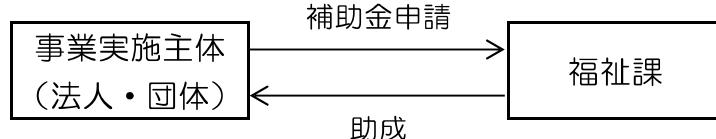
事業は、原則として単年度事業もしくは2か年継続事業となります。

## ■申請手順

### 【第1段階】



### 【第2段階】



# ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、すべての人が住み慣れた地域の中で少しでも快適な生活が送れるよう、お互いに支えあう関係が広がることを願い、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアが活動しやすいようお手伝い（情報提供・相談等）しています。

## ■事業内容

### ○ ボランティア斡旋

ボランティア活動を希望される方とボランティア（活動する方）を必要としている方との双方の紹介及び調整を行っています。

### ○ ボランティア団体（個人）登録

ボランティア団体（個人）登録制度を設けています。登録団体（個人）には活動先の斡旋、研修、イベント、助成金事業等の情報提供なども行っています。

### ○ ボランティア体験事業、ボランティア養成講座の実施

ボランティア活動に興味がある方、活動を始めたいという方のきっかけづくりや、活動を充実させたい方、活動の幅を広げたい方への情報提供となるよう開催しています。

### ○ 各種ボランティア保険手続き

ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険の加入手続きを行っています。

### ○ ボランティア活動機材貸し出し

社会福祉施設、学校、ボランティア団体、地域の福祉活動団体等を対象にボランティア活動の学習、啓発活動等、具体的展開を図るために、貸し出し機材を整備しています。

### ○ 災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、地域の復興につなげていくことを目的に、ボランティアの協力を得て、災害時に設置されるセンターであり、被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

# ボランティア連絡協議会

市内ではさまざまなボランティア団体が活動をされていますが、社会福祉のさらなる向上をめざして、ボランティア相互の連絡協議をはかり、ボランティア活動を積極的に推進し、自主的な運営をはかっていくために、「ボランティア連絡協議会」を組織しています。

## ■ボランティア連絡協議会加入団体

(令和6年4月1日現在)

### 【小林市ボランティア連絡協議会】

団体名	活動内容
小林手話サークル木の実会	聴覚障がい者との交流会 手話講習会サポート 社会啓発など
小林朗読友の会	市の広報・お知らせ・議会だよりの音訳CDを作成・発送 図書音訳 対面朗読 学校ボランティア体験の協力 視覚障がい者との交流など
小林市赤十字奉仕団	献血の普及推進 施設訪問 救急法（幼児安全法）の研修など
小林地区更生保護女性会	更生保護 青少年健全育成 防犯 子育て支援など
愛の訪問ボランティア コスモス会	高齢者見守り訪問など
花みずきの会	布製リハビリ遊具の作製・貸出など
小林市地域婦人連絡協議会	子育て支援 環境美化 地域安全など
小林市手話通訳者派遣協会	手話通訳派遣 社会啓発など
愛のこばと会	施設訪問 福祉ポスト 地域福祉活動など
小林市母子寡婦福祉協議会	1日レクリエーション 母子・父子対象講演会など
小林市障がいを考える会	障がい者福祉の地域理解の推進 将来に向けての障がい者福祉の学習会など
小林市こすもす家族会	精神障がい者及び家族への負担軽減 地域の偏見・差別撲滅活動など

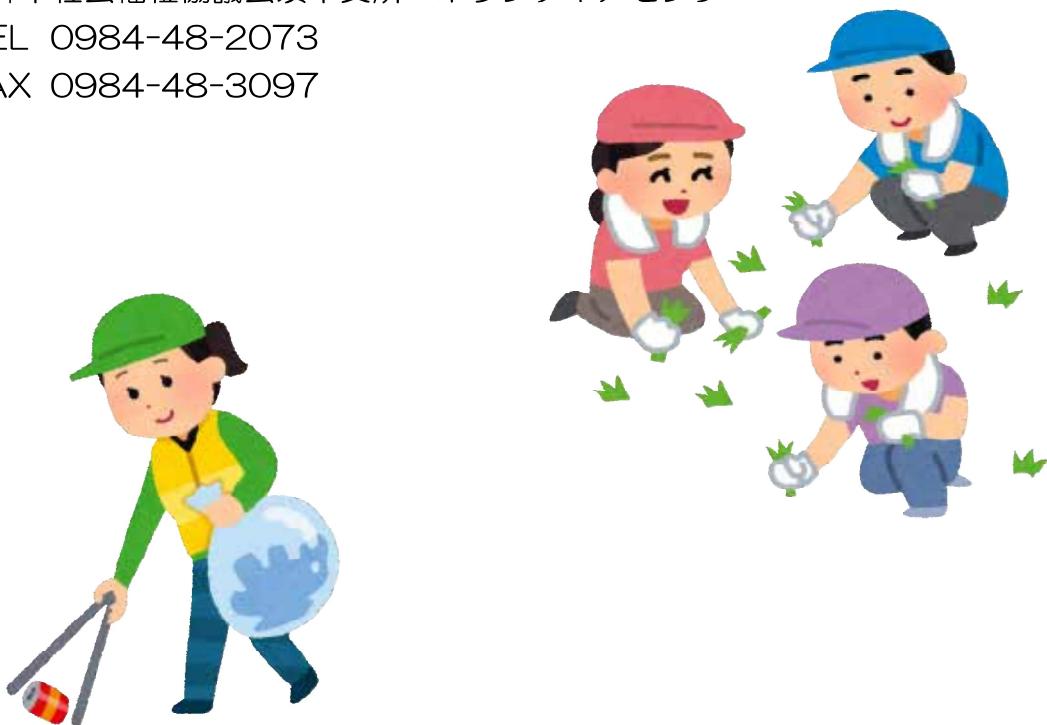
## 【須木地区ボランティア連絡協議会】

団体名	活動内容
袋ボランティア	環境美化 こどもの健全教育 高齢者福祉 催事参加
永田婦人会 (永田ボランティア)	環境美化 高齢者福祉 地域安全 地域福祉活動 催事参加
夏木ボランティア	環境美化 高齢者福祉 地域安全 催事参加
奈佐木ボランティア	環境美化 高齢者福祉 地域安全
いきいきアドバイザー (いきいき女性ボランティア)	環境美化 高齢者福祉 催事参加
すき商工会 女性部	環境美化 高齢者福祉 催事参加
あすなろ会	読み聞かせ 高齢者福祉 催事参加

### ■問合せ先

小林市社会福祉協議会 ボランティアセンター  
 TEL 0984-23-3466  
 FAX 0984-22-8174

小林市社会福祉協議会須木支所 ボランティアセンター  
 TEL 0984-48-2073  
 FAX 0984-48-3097



# 小林市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市民を会員として、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、企業やNPOなども含めた幅広いメンバーで構成され、全ての人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の推進を積極的に図ることを目的とする団体です。

## ■ 地域福祉活動推進事業

小地域福祉活動（見守り、サロン活動、生活支援活動他）やボランティア活動の推進、福祉教育、地域福祉推進基礎組織や当事者組織等の支援、共同募金への協力、地域福祉活動計画の策定、地域福祉計画策定への協力など、住民参加や協働による福祉活動の支援や基盤づくりにあたります。

### ○ 地区・校区社会福祉協議会

小学校区等の広い対象地域で、住民一人ひとりの課題を地域全体の課題としてとらえ、その解決に向けた取組みを行うことにより、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを、地域住民自らが自主的に実践しています。

### ○ ふれあい・いきいきサロン

地域の人々が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるよう、福祉の増進、健康の維持、寝たきり予防、認知症予防等、自主的に事業を企画運営して、楽しい仲間づくり活動を行っています。

### ○ 子育て支援

子育て広場（子ども食堂）やフードドライブ、ホームスタート等の子育て支援事業を実施し、安心して地域での子育てができるよう子育て世代の家庭をサポートしています。

### ○ 地域見守り応援活動

民間事業者・小林市・警察署・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会が協定を結び、地域の誰もが安心して暮らせるよう、地域での見守り体制を整え、お互い様・おかげさまの地域づくりを推進しています。

### ○ 地域福祉活動計画

地域の人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また、その地域の福祉が増進するように、地域住民と共に持続可能な取り組みを計画し、活動の支援を行っています。

### ○ 社会福祉法人連絡会

小林市内の社会福祉法人が連携・協働し、地域の福祉を考え、小林市に必要な福祉の取り組みを実践しています。

○ 赤い羽根共同募金

みんなが安心して生活できる地域福祉社会づくりのための民間福祉事業を支援する募金で、10月1日から12月31日まで実施します。

○ 福祉機器貸与

身体機能の低下により、日常生活において社会的に不利な状況にある在宅者のために、ベッド、エアーマット、車椅子等の福祉用具を貸与しています。

## ■福祉サービス利用支援事業

地域総合相談・生活支援事業、生活自立相談支援センター、成年後見センターこばやし、日常生活自立支援事業、生活福祉資金、地域包括支援センターなど支援を必要とする人々や生活課題を抱える人々への相談支援や生活支援にあたります。

○ 福祉総合相談事業

住民の抱えるあらゆる生活、福祉の心配ごとに対応し、解決のために必要とされる具体的なサービスに結びつけたり、専門相談機関（弁護士等）への紹介をいたします。

○ 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者又は高齢者に対し資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）の貸付けと援助指導を行うことにより経済的自立及び自立意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図っています。

○ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預りサービスを行っています。

○ 成年後見制度推進事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方に対し、小林市社会福祉協議会（法人）が成年後見人等に就任し、本人の保護・支援を行います。また、権利擁護に関する相談を受け付けています。

○ 小林市生活自立相談支援センター運営

お金・仕事・家庭など、様々な事情により、生活上の困りごとを抱えた市民の方からの相談を受けて、寄り添い方の支援を行います。

○ 地域包括支援センター運営

地域で過ごしている高齢者や障がい者、その家族の在宅介護に関する要望に対応した各種の保健、福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整を行います。

## ■介護・生活支援サービス事業

高齢者、介護、障がい者、児童などの国の制度に基づく福祉サービスや行政からの委託、補助に基づくサービス、また、自主財源に基づくサービスなどの多様な在宅福祉サービスを提供します。

### ○ 高齢者訪問給食

65歳以上の高齢者や障がい者の自宅に月曜日から日曜日まで、昼食・夕食を届けて栄養管理の支援をするとともに、安否の確認を行います。

### ○ 居宅介護支援事業・障害者相談支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員が、利用者の希望に沿った適切なサービスが利用できるよう関係機関と連絡調整を行い、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

### ○ 訪問介護事業

訪問介護員（ヘルパー）が、要介護の高齢者や障がい者等の家庭を訪問して、身体介護（食事、排泄、身体清拭、洗髪等の介助）や家事援助（調理、洗濯、掃除等）サービスを提供します。

### ○ 訪問入浴介護事業

看護師、介護員が、要支援及び要介護の高齢者や障がい者等の家庭を、ポータブル浴槽を搭載した移動入浴車で訪問し、入浴やその介助を行います。

### ○ 通所介護事業

デイサービスセンターで在宅の要支援及び要介護の高齢者や障がい者等に、送迎、健康チェック、入浴、昼食、機能訓練等の日常生活に密接した日帰りのサービスを提供します。

### ○ 小規模多機能型居宅介護事業

在宅の要支援及び要介護の高齢者に「通い」を中心として、一人ひとりの生活に合わせて、自宅への「訪問」や事業所への「泊り」ができ、24時間365日のサービスを提供します。

### ○ 認知症対応型共同生活介護事業

認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。

## ■問合せ先

社会福祉法人 小林市社会福祉協議会

本所 TEL 0984-23-3466 FAX 0984-22-8174

須木支所 TEL 0984-48-2073 FAX 0984-48-3097

野尻支所 TEL 0984-44-1206 FAX 0984-44-3176



# 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道、博愛の精神に基づき、人々の福祉の向上を目指す団体です。

## ■活動

### ○国際活動

国際救護、開発協力を行います。

### ○災害救護活動

自然災害、各種交通災害、火災などで被災された方に救護班を派遣する他、一定の基準に基づき毛布、日用品セット、お見舞い品セットなどをお配りします。また、大規模な災害の被災地に対し、義援金の受付、配分を行います。

### ○献血事業

献血運動を推進し、医療機関への血液の提供を行います。

### ○医療活動

災害時の医療救護、巡回診療、その他さまざまな保健活動を行います。

### ○看護師等の養成

全国に看護専門学校10校、看護大学6校、短大1校、助産師学校1校、幹部看護師研修センター1施設があり、赤十字看護師等を養成しています。

### ○各種講習

日々を安全に健やかに過ごすために必要な知識と技術を身に付けていただきため、「救急法」、「水上安全法」、「雪上安全法」、「幼児安全法」や「健康生活支援講習」などの講習を行います。

### ○青少年赤十字

幼稚園、保育所、小・中・高等学校、特別支援学校等の中に組織され、先生や保育士を指導者として、青少年の赤十字への理解と運動への参加を進めます。



## ○赤十字奉仕団

- ・市町村などの一定の地域に組織されている「地域赤十字奉仕団」
- ・学生や若い社会人によって組織されている「青年赤十字奉仕団」
- ・特殊な技能を持った人々による「特殊赤十字奉仕団」

## ■赤十字社員

赤十字社員とは、赤十字の事業を理解し、毎年500円以上の活動資金の協力をいただいて、赤十字を支えて下さる方（個人・法人）のことをいいます。赤十字活動にはどなたでも加入いただけます。



## ■問合せ先

講習、各種活動についてのお問い合わせは、日本赤十字社宮崎県支部または、市の福祉課へお願いします。

- ・日本赤十字社宮崎県支部  
住所 〒880-0802  
宮崎市別府町3番1号  
TEL 0985-22-4045
- ・赤十字ボランティア活動センター（県支部内）  
TEL 0985-22-8698
- ・市福祉課  
TEL 0984-23-0111



# 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、社会福祉の増進に熱意のある人の中から、各地区で推薦された方々を民生委員推薦会が推薦・決定し、県が承認後、厚生労働大臣が委嘱した民間の奉仕者で、積極的に福祉のまちづくり活動をしています。

なお、民生委員法でいう民生委員は、児童福祉法第16条の規定により児童委員も兼ねています。

## ■民生委員児童委員の主な活動内容

1. 支援を必要とする市民の方々の見守りや声かけを行います。
2. 市民から次のような相談を受けた場合、その問題解決のためのお手伝いをし、必要な関係機関につなぎます。

- ①生活のこと
- ②身体及び知的に障がいのある人のこと
- ③子どものこと・高齢者のこと
- ④単身家庭のこと
- ⑤ひとり親家庭のこと
- ⑥その他



3. 次のような場合に、事実確認や証明を行います。

生活上の問題に関して、本人から依頼があり、原則として官公庁・学校・会社等他の機関で証明書を発行しない事項で民生委員が調査できる場合

4. その他、各種福祉事業への協力活動を行います。



## ■主任児童委員

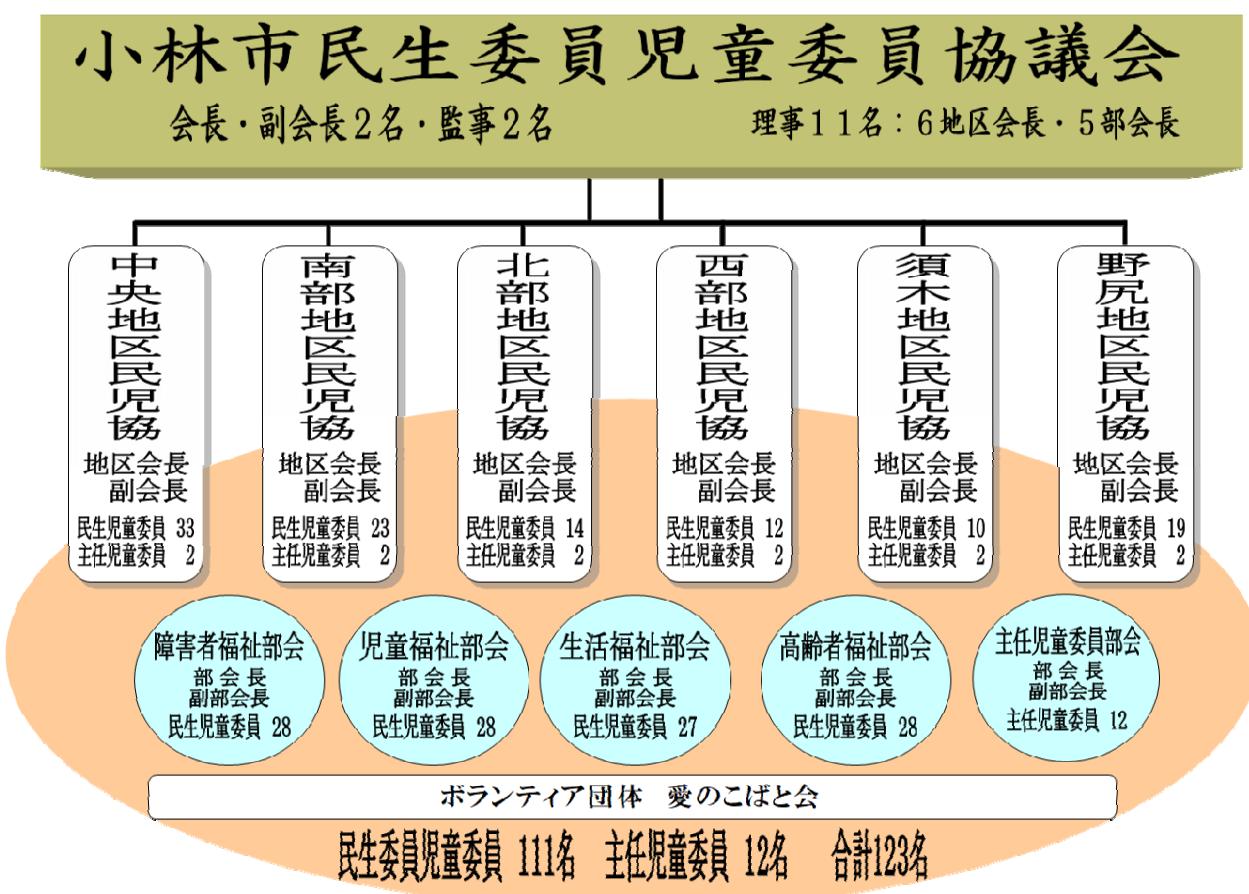
主任児童委員は、民生委員法に基づく民生委員・児童委員であって、従来の区域を担当する児童委員と一緒に、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童委員活動の推進を図ります。

### 主任児童委員の主な活動内容

1. 民生委員法及び児童福祉法に基づき、児童福祉に関する事項を担当します。
2. 児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡や調整を行います。
3. 区域を担当する児童委員が、当該区域内の児童及び妊産婦等にて行う調査や指導等の活動に対し、必要な援助・協力をしています。

\*\*\*\*\*

小林市民生委員児童委員協議会の組織図



# 更生保護活動

## ■更生保護とは

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域の理解と協力が必要です。

日本では、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体と幅広い連携によって更生保護は推進されています。

## ■保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与の支給はありません。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特徴を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

## ■更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

## ■社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月が強化月間となっています。

「黄色い羽根」は本運動への賛同のしるしとして活用されています。これは、シンボルマークであるヒマワリと、刑期を終えて出所した男性をあたたかく迎える夫婦愛を描いた映画「幸せの黄色いハンカチ」にヒントを得て作られています。

